

徳島県情報公開審査会答申第108号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年2月22日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の請求を行った。

1. 農林水産団体レベル指定された、11団体の種別
2. 漁業組合に係る定期検査の検査書及び回答書（H19～現在まで）

2 実施機関の決定

実施機関は、上記請求に対し、次の決定処分を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 上記請求中「1.」（以下「本件請求」という。）について、平成22年3月5日、請求対象公文書を平成20年6月5日付けの特別監督チーム資料「レベル指定団体の概要」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、一部を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 上記請求中「2.」について、平成22年4月22日、請求対象公文書を水産業協同組合法第123条第4項の規定に基づき実施した検査の「検査書」及び「検査回答書」と特定し、一部を非公開とする公文書部分公開決定処分を行った。

3 異議申立て

平成22年3月15日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年3月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 土地改良区は、設立解散に知事の許可を必要とする一種の公共組合である。
- (2) 土地改良区は県内で130団体あり、漁協は30団体、農協は50団体あると聞いている。それらのレベル指定団体名称（例：・・土地改良区、・・漁協組合）及び概要まで、全て隠す情報公開決定処分行為は到底理解できない。また、特定されるという理由は該当しない。
- (3) 県は請求対象公文書を明らかにすることで、レベル指定された団体名が特定されるためとしているが、検査報告書に基づく文書として作成し、そこから導かれた回答である以上、その審査指導内容が正しいか、法令遵守の立場から公にする必要がある。
- (4) 県は過去の検査状況等において、〇〇〇〇の事実を確認し、その事実を隠している。
- (5) 県は本来、監督官庁として各団体を監督指導し、公益法人の管理運営を指導する立場でありながら、その公益法人の指導内容情報を隠す行為は、県民及び改良区組合員として、不正運営する団体を擁護する行為であり、到底認められない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 農林水産団体監督レベル指定について

実施機関においては、指導監督の対象となる農業協同組合、農事組合法人、農業共済組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区のうち、団体に対する指導監督上措置を講ずる必要がある団体について、その必要性の度合いを定め、今後の指導監督を行う上での目安とすることから、定期検査の結果等をもとに、農林水産団体監督レベル（以下「監督レベル」という。）の指定及びその解除等を行っている。

「監督レベル」の指定は、団体の監督を行う県農林水産部として、検査部署と指導部署が、共通認識のもとで連携して監督を行うためのものであり、団体の自主的改善を図る目的で指定するものでもないことから、指定団体に対してこれを告知しているものではなく、外部にも公表していない。

「監督レベル」の指定の状況が外部に公表された場合、県が監督レベル指定を行ったということにより、当該団体の社会的評価や信用を失墜させ、場合によっては信用不安が発生し、団体の存続にまで影響を及ぼす可能性を含んでいる。

2 本件処分の理由について

- (1) 条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護の観点から、法人等に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めており、同号に該当する「団体名」、「問題の概要」及び「改善の状況及

び今後の予定」の全部分を、それぞれ開示しないこととしたものである。

- (2) 本件対象文書は、知事が平成20年11月21日付け検第587号で諮問した公文書部分公開決定処分に係る公文書と同一であり、当該諮問に係る徳島県情報公開審査会答申第94号に基づき判断した。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

- (1) 本件対象公文書は、監督レベル指定がなされた団体について、その問題点等を整理し一覧形式にまとめた概要書であり、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有する公文書である。
- (2) 実施機関の説明によると、この公文書を本件対象公文書と特定したことについて異議申立人と合意しており、異議申立書においても、対象公文書の特定に係る異議申立てについての記載はない。

当審査会での異議申立人の口頭意見陳述の際にも、本件請求に係る対象公文書として、「レベル指定団体の概要（平成20年6月5日現在）」を特定した旨の発言を確認した。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 徳島県情報公開審査会答申第94号について

本件対象公文書である平成20年6月5日付けの特別監督チーム資料「レベル指定団体の概要」は、実施機関が平成20年11月21日付け検第587号で諮問した事案に係る対象公文書と同一であり、当審査会は、答申第94号において、「実施機関の決定で非公開とした部分のうち、『番号』及び『レベル』欄の記載情報については公開をするべきであるが、その余の決定は妥当である。」としている。

つまり、当該答申において、「番号」及び「レベル」欄の記載情報のみ公開するべきとしたことに鑑みると、「種別」については非公開との判断がなされているものである。

そうすると、「種別」について、公開しないこととし、本件処分を行った実施機関の判断に、特段、不自然、不合理な点はないと考えられる。

なお、上記のとおり、請求内容を変えたとは言え、繰り返し行われた同一の公文書を対象とした不服申立てに関する当審査会の判断は、原則として変わるものではない。

- (2) 「種別」について

非公開情報として、条例第8条第2号に、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であ

ると認められる情報を除く。」と定めている。

監督レベル指定は、団体運営に問題を有する農林水産団体を指定し、監督レベルに合った重点的な指導を行うために指定を行うものである。

例えば、レベル3では、継続経営に支障を来す重大な問題があること等が指定基準とされており、こういった一般に団体の内部管理に関する情報が、団体の意思に関わりなく公にされると、当該団体の自律性への不当な侵害になるとともに、当該団体の社会的評価や信用を失墜させ、場合によっては信用不安が発生し、団体の存続までも影響を及ぼす可能性を含んでいるため、特定の団体が監督レベル指定されているという情報は、条例第8条第2号に規定されている非公開情報に該当すると言える。

異議申立人は、土地改良区は130団体あり、特定されるという理由は該当しないと主張するが、仮に、本件請求に係る「種別」が公にされると、一般に、何人においても、県内土地改良区の検査書、団体指導に係る県職員の出張命令書、復命書等につき、様々な情報公開請求を行うことにより、指導団体の場所、指導日時、県の機関名、職員名等の情報を取得し、仮定ではあるが、土地改良区という種別が監督レベル指定されている情報との照合を行うことにより、特定の土地改良区が監督レベル指定されているという非公開情報が推定されるおそれがないとは限らないものである。

さらに、6つの団体種別が監督レベル指定の対象となり得るが、その中には、構成団体数が少ない団体種別もあり、仮に、こういった構成団体数の少ない団体種別において監督レベル指定がなされていると想定した場合、団体の特定が可能となる他、個別の特定が難しい場合でも、経済活動を行っている団体種別の法人では、民間企業等と競争的な地位にあり、仮に、「監督レベル指定がなされている。」というような評価を受けていることが公になれば、条例第8条第2号にいう「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がないとは言えない。

したがって、「種別」を公開することは、条例第8条第2号本文に該当し、さらに、本号ただし書きを適用すべき情報とは言えないことから、本号に該当するものである。

以上のことから、条例第8条第2号に該当する部分を公開しないこととした本件処分を行った実施機関の判断は、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 3月23日	諮問
4月22日	実施機関からの理由説明書を受理
5月24日	異議申立人からの意見書を受理
6月24日	審議（第79回審査会）
7月29日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第80回審査会）
9月 8日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第81回審査会）
10月14日	審議（第82回審査会）
11月22日	審議（第83回審査会）
12月16日	審議（第84回審査会）